

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動 に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案の概要

1 目的

我が国が国際的なテロリズムの防止・根絶及びソマリア沖における海賊行為等の抑止等のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため、インド洋においてテロ対策海上阻止活動・海賊行為等対処活動を行う諸外国の軍隊等に対し補給支援活動を実施するものとし、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

2 基本原則

補給支援活動の実施地域は、いわゆる非戦闘地域であるインド洋の公海等とする。

3 定義

- ①テロ対策海上阻止活動：諸外国の軍隊等が行っているテロ攻撃による脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与する活動のうち、テロリスト、武器等の移動を国際的協調の下に阻止し及び抑止するためインド洋上を航行する船舶に対して検査、確認その他の必要な措置を執る活動
- ②海賊行為等対処活動：諸外国の軍隊等がソマリア沖における海賊行為等に係る国際連合安全保障理事会決議を受けて国際的協調の下に行っているソマリア沖における海賊行為等に対処するため必要な措置を執る活動
- ③補給支援活動：テロ対策海上阻止活動・海賊行為等対処活動の円滑かつ効果的な実施に資するため、自衛隊がテロ対策海上阻止活動・海賊行為等対処活動に係る任務に従事する諸外国の軍隊等の艦船に対して実施する自衛隊に属する物品及び役務の提供（艦船等の燃料油の給油又は給水を内容とするものに限る。）に係る活動

4 実施計画

実施計画に定める事項として、特に、諸外国の軍隊等の艦船に対して提供する自衛隊に属する物品が当該諸外国の軍隊等により適正に使用されることの確保に関する事項を規定する。

5 物品の無償貸付及び譲与

物品の貸付及び譲与については、無償で行うことができるものとする。

6 国会への報告

①実施計画の決定・変更の内容、②補給支援活動が終了したときの結果を遅滞なく国会に報告するものとする。

7 武器の使用

武器使用基準は、自己保存型に限定する。

8 法律の期限

法律の期限は、当初2年、延長は2年以内とする。